

締約国に関する情報  
S E

スウェーデン  
一般情報

附属書 B 1  
S E

国内官庁の名称	Swedish Intellectual Property Office (PRV) (スウェーデン知的財産庁 (PRV))
所在地	Valhallavägen 136, Stockholm, Sweden
郵便のあて名	P. O. Box 5055, S-102 42 Stockholm, Sweden
電話番号	(46-8) 782 28 00
電子メール	prv@prv.se
インターネット	http://www.prv.se
ファクシミリ装置	(46-8) 666 02 86
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない
受理官庁は電子的な通信手段の不通による期間が遵守されなかった遅滞を許容するか？(PCT規則82の4.2(a))	許容する。受理官庁が認める電子通信手段の不通が少なくとも1日(24時間)以上であり、関連する行為がその電子通信手段が再開された最初の業務日に遂行された場合、受理官庁は期間不遵守を許容する <sup>1</sup>
出願人がWIPO DAS <sup>2</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？(PCT規則17.1(b)2)	出願人がWIPO DASから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある <sup>3</sup>

[次頁に続く]

1 受理官庁の関係する通告については、2020年6月25日付公示(PCT公報)139頁を参照。

2 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

3 出願書類をDASから取得できるようにするための請求方法の詳細に関しては、次を参照されたい：  
<https://www.prv.se/en/ip-professional/patents/digital-access-service-das/>

S E	スウェーデン (続き)	S E
スウェーデンの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令 <sup>4</sup> は外国官庁への国際出願を制限するか？	欧州特許庁 (E P O), W I P O国際事務局 又はスウェーデン知的財産庁 (P R V) 次の場合, 出願は制限される: スウェーデン国内で行われた発明 居住者による出願 スウェーデン企業が所有する発明	
スウェーデンが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護: スウェーデン知的財産庁 (P R V) 欧州特許: 欧州特許庁 (E P O)	
P C Tに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許 欧州: 特許	
国内官庁が認める手数料の支払方法	手数料の支払はスウェーデン・クローナ建で行う。すべての支払には, 出願番号 (判明していれば国内番号, 国内番号が不明であれば国際番号), 出願人の氏名又は名称, 支払手数料の種類を表示する。 次の方法による支払が認められる: (i) 電子支払用のe-service: <a href="http://www.prv.se">http://www.prv.se</a> (ii) 国内官庁の預金口座 (iii) 5050-0248宛のBankgiro スウェーデン国外での支払は下記宛の銀行送金によって行う: Danske Bank Sverige Norrmlmstorg 1, Box 7523, 103 92 Stockholm IBAN: SE 6912 000 0000 1281 011 1758 BIC/Swift: DABASESX	
国際型調査に関するスウェーデンの規定 (P C T第15条)	特許法第9条及び特許法実施勅令第5条	

[次頁に続く]

<sup>4</sup> 防衛発明法第4条。

S E

スウェーデン (続き)

S E

国際公開に基づく仮保護

国内特許を目的とする指定の場合：

国際公開の後，スウェーデン語若しくは英語<sup>5</sup>による翻訳文の提出，又は国際出願がスウェーデン語若しくは英語<sup>5</sup>によるものである場合には，出願時の国際出願の写しの提出によって，出願人に対し特許の付与に基づき損害賠償を請求できるという意味での仮保護を与える。損害賠償は，事情により相当であると判断される範囲に制限される。また仮保護は，当該出願と特許との双方の請求の範囲に記載されている事項の範囲に限られる。特許法第33条，第58条及び第60条参照。

欧州特許を目的とする指定の場合：

特許の付与に基づき，かつ，当該出願の請求の範囲についてのスウェーデン語による翻訳に関する国内的要件が満たされていることを条件として事情による合理的な補償金。保護は当該出願及び特許の双方の請求の範囲に記載されている事項に限られる（特許法第88条参照）。

スウェーデンが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

スウェーデンが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)(a)に規定する期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり（附属書L参照）

欧州特許については，附属書B 2の欧州特許機構（E P）を参照

<sup>5</sup> 詳細については国内編S EのS E. 02を参照。